令和4年6月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和4年6月 湖西市議会定例会)

議 案	番	•	号	件	名
議案第	§ 3	5	号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるこ	とについて
議案第	3	6	号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専治とについて	や処分の承認を求めるこ
議案第	3	7	号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に 求めることについて	に係る専決処分の承認を
議案第	₹ 3	8	号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制 認を求めることについて	削定に係る専決処分の承
議案第	₹ 3°	9	号	令和 4 年度湖西市一般会計補正予算(第 1 号)に付めることについて	系る専決処分の承認を求
議案第	等 4	0	号	湖西市水道事業経営審議会条例制定について	
議案第	§ 4	1	号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条	例制定について
議案第	F 4	2	号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について	
議案第	§ 4	3	号	湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に 正する条例制定について	に関する条例の一部を改
議案第	F 4	4	号	財産の取得について	
議案第	§ 4	5	号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第2号)	

議案第 46 号 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

件

名

議案第 47 号 令和 4 年度湖西市水道事業会計補正予算(第 1 号)

日程第1

会議録署名議員の指名

7番 土屋和幸

8番 高柳達弥

令和4年6月7日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間とする。

令和4年6月7日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第35号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 見﨑 一江

議案第36号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決 処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専 決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第3号 湖西市条例第13号

湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例(昭和30年湖西市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同 条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を 「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、同条第2項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に 改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項 第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号 | に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号 | を「附則 第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を 「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条 第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附 則第 15 条第 27 項第 1 号二」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号二」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改 め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則 第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号 ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 19 項中「附則 第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条中第 21 項を第 24 項とし、 第20項を第23項とし、第19項の次に次の3項を加える。

- 20 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 22 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めのあるものを除き、この条例による改正後の湖西市税条例の規

- 定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について 適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和25五年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第37号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に 係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専 決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 4 号 湖西市条例第 14 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例(昭和 39 年湖西市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 13 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第7項、第9項及び第10項」に、「附則第7項から第9項ま

で」を「附則第 9 項から第 11 項まで」に、「附則第 9 項の「農地」を「附則第 11 項の「農地」に、「附則第 9 項の「前年度分の」を「附則第 11 項の「前年度分の」に、「附則第 10 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 11 項中「附則第 9 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第10項を附則第12項とし、附則第9項を附則第11項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項を附則第7項とする。

附則第 4 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5)」を加え、同項を附則第 6 項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

(法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合)

- 3 法附則第39条に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)
- 4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度 分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、な お従前の例による。

議案第38号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専 決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 5 号 湖西市条例第 15 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例(昭和 34 年湖西市条例第 10 号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただ し書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第 27 条第 1 項中「630,000 円」を「650,000 円」に、「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

附則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健

康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお 従前の例による。

議案第39号

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算(第 1 号)に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専 決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第6号

令和4年度湖西市一般会計補正予算(第1号)

令和4年度湖西市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 213, 247 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 25,093,247 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月19日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円
15 ፱	國庫支出金	4, 481, 820	213, 247	4, 695, 067
	2 国庫補助金	2, 081, 158	213, 247	2, 294, 405
	歳 入 合 計	24, 880, 000	213, 247	25, 093, 247

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		7, 376, 917	213, 247	7, 590, 164
	1 社会福祉費	3, 363, 178	163, 247	3, 526, 425
	2 児童福祉費	3, 554, 905	50,000	3, 604, 905
	歳 出 合 計	24, 880, 000	213, 247	25, 093, 247

議案第40号

湖西市水道事業経営審議会条例制定について

湖西市水道事業経営審議会条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 湖西市水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及 び答申する。
 - (1) 水道事業の運営に関すること。
 - (2) 水道料金に関すること。
 - (3) 水道利用者に対するサービスに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が水道事業に関し、諮問が必要と認めること。
- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、水道事業経営に関する事項について審議し、 市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者

- (2) 市民を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了するまでとし、補欠委員の任期も同様とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後 最初に開かれる会議は、市長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例制定について

湖西市職員の給与に関する条例(昭和34年湖西市条例第14号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例

湖西市職員の給与に関する条例(昭和34年湖西市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条の2中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第 2 項の規定にかかわらず、人事交流等により、国又は他の地方公共団体の公務員その他規則で定める者であつた者が引き続きこの条例の適用を受ける職員となった場合において、任用の事情、当該職員となった日の前日における勤務地等を考慮して市長が必要があると認めるときは、当該職員については、規則で定めるところにより、地域手当を支給することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 10 条の 2 第 4 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた地域手当について適用する。

議案第42号

湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例(昭和30年湖西市条例第16号)等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市税条例等の一部を改正する条例

(湖西市税条例の一部改正)

第1条 湖西市税条例(昭和30年湖西市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告 書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の 記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年度分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の

金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、 同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号 を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。) の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。) の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改め、同条第2項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 18 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 21 条の 2 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 21 条の 3 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第21条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の 所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」 に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。 附則第26条を削る。

(湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 湖西市税条例の一部を改正する条例(令和3年湖西市条例第24号)の一部 を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中湖西市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第21条の2第4項並びに第21条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
 - (2) 第1条中湖西市税条例第18条の4第1項及び第73条の2の改正規定並びに 次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例第18条の4第1項 (地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定 は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証 明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条第1条の規定による改正後の湖西市税条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例

第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の湖西市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税 法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」 という。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書につ いて適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例第73条の2第 1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法382条の2の規 定による固定資産課税台帳(同条第1項のただし書の規定による措置を講じたも のを含む。)の閲覧について適用する。
- 2 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の第 73 条の 2 第 2 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第 382 条の 3 の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第43号

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に 関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例(令和 4 年湖西市条例第 12 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に 関する条例の一部を改正する条例

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例(令和 4 年湖西市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第44号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条 第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年湖西市条例第 1 号) 第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

1 取得する財産 高規格救急自動車

2 取得の方法 制限付一般競争入札

3 取得価格 22,550,000円

4 取得の相手方 静岡県静岡市駿河区国吉田2丁目3番1号

静岡トヨタ自動車株式会社 代表取締役 太田 勝之

議案第45号

令和4年度湖西市一般会計補正予算(第2号)

令和4年度湖西市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79,621 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 25,172,868 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歲入歲出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市	7税	10, 600, 601	74, 505	10, 675, 106
	2 固定資産税	5, 795, 589	74, 505	5, 870, 094
21 諸	皆収入	549, 814	5, 116	554, 930
	6 雑入	234, 500	5, 116	239, 616
	歳 入 合 計	25, 093, 247	79, 621	25, 172, 868

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 請	6 会費	千円 181, 402	千円 △245	千円 181, 157
	1 議会費	181, 402	△245	181, 157
2 絲	 	2, 537, 083	△46, 354	2, 490, 729
	1 総務管理費	1, 984, 116	△12, 432	1, 971, 684
	2 徴税費	347, 792	△15, 637	332, 155
	3 戸籍住民基本台帳費	123, 847	△13, 779	110, 068
	4 選挙費	45, 423	△1, 286	44, 137
	5 統計調査費	9, 849	△998	8, 851
	6 監査委員費	26, 056	△2, 222	23, 834
3 🗵	R.生費	7, 590, 164	2, 993	7, 593, 157
	1 社会福祉費	3, 526, 425	△6, 283	3, 520, 142
	2 児童福祉費	3, 604, 905	11, 045	3, 615, 950
	3 生活保護費	458, 494	△1,769	456, 725
4 徫	· · · · · · · · · · · · · ·	6, 622, 556	80, 705	6, 703, 261
	1 保健衛生費	1, 097, 163	84, 472	1, 181, 635
	2 清掃費	4, 537, 624	△3, 767	4, 533, 857
6	· 農林水産業費	213, 678	3, 175	216, 853
	1 農業費	192, 353	3, 175	195, 528
7 産	· 所工費	692, 229	32, 131	724, 360
	1 商工費	692, 229	32, 131	724, 360
8 ±	二木費	2, 284, 841	21, 630	2, 306, 471
	1 土木管理費	194, 265	△6, 155	188, 110
	4 都市計画費	1, 167, 169	25, 028	1, 192, 197
	5 住宅費	186, 064	2, 757	188, 821
9 消	肖防費	1, 241, 177	8, 270	1, 249, 447
	1 消防費	1, 241, 177	8, 270	1, 249, 447

款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円
10 教育費		1, 901, 099	△22, 684	1, 878, 415
	1 教育総務費	577, 991	△28, 709	549, 282
	2 小学校費	240, 145	1, 413	241, 558
	3 中学校費	273, 684	△3,898	269, 786
	4 幼稚園費	193, 467	10, 740	204, 207
	6 社会教育費	276, 777	12, 389	289, 166
	7 保健体育費	339, 035	△14, 619	324, 416
	歳 出 合 計	25, 093, 247	79, 621	25, 172, 868

第2表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
令和 4 年度湖西市土地開発公社事業資金 による公共用地取得事業(追加分)	令和4年度~令和9年度	10,660 千 円と諸経費 及び利子相 当額

議案第46号

令和4年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(収益的支出の補正)

(利 日)

第 2 条 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(野浊予完頻)

(11 日)		(加工1)足板/	(11)
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,239,487 千円	△208 千円	1,239,279 千円
第1項 営業費用	1,090,855 千円	△208 千円	1,090,647 千円

(補正予完類)

(≢上)

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額327,233千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額327,496千円」に、「当年度分損益勘定留保資金173,506千円」を「当年度分損益勘定留保資金173,769千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,420,454 千円	263 千円	1,420,717 千円
第1項 建設改良費	707,578 千円	263 千円	707,841 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	82,777 千円	55 千円	82,832 千円

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第47号

令和4年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和4年度湖西市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) (神	補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,090,233 千円	101 千円	1,090,334 千円
第1項 営業費用	1,080,668 千円	101 千円	1,080,769 千円

(資本的収入及び資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額581,136千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,537千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,407千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,184千円」に、「建設改良積立金226,015千円」を「建設改良積立金251,639千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収入		
第1款 資本的収入	225, 450 千円	22,600 千円	248,050 千円
第 5 項 その他資本的収入	20,400 千円	22,600 千円	43,000 千円
	支 出	1	
第1款 資本的支出	806,586 千円	53,001 千円	859,587 千円
第1項 建設改良費	740,278 千円	53,001 千円	793, 279 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1)職員給与費 100,058 千円 502 千円 100,560 千円

令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士